

令和3年度

地区別公区長会議

(札幌西地区)

と き 令和3年11月24日(水) 15時30分から

ところ 札幌コミュニティプラザ 集会室1・2

幕別町民憲章

- *たくましい開拓魂をうけつぎ、元気で働きましょう。
- *きまりを守り、お互いの立場を理解し、明るい町にいたしましょう。
- *美しい自然を愛し、文化を高め、豊かな郷土をきずきましょう。
- *未来をつくる子どものしあわせな町にいたしましょう。

幕別町歌

作詩・小倉 和子
作曲・万城目 正

- 1 風かおり 稲穂がゆれる
朝日をあびて 豊かに稔れよ
今日の幸せ 天に祈ろう
あゝ希望の鐘が
幕別のおかに 今日もこだまする
- 2 空青く 雲が流れる
希望新たに とどろき進めよ
今日の生命を 星に祈ろう
あゝ平和の鐘が
幕別の畑に 今日も鳴りひびく

次 第

1 町長挨拶

2 説明事項

(1) 使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）について (資料 1)

(2) 新型コロナワクチンの接種について (資料 2)

(3) ごみ収集方法の見直しについて (資料 3)

3 情報交換

札内西地区 町出席者名簿

11月24日（水） 15時30分 札内コミュニティプラザ 集会室1・2

町 長	飯田 晴義
副町長	伊藤 博明
教育長	菅野 勇次
企画総務部長	山岸 伸雄
住民福祉部長	細澤 正典
経済部長	岡田 直之
建設部長	笹原 敏文
札内支所長	新居 友敬
教育部長	山端 広和
政策推進課長	白坂 博司
総務課長	佐藤 勝博
住民生活課長	谷口 英将
防災環境課長	寺田 治
保健課長	金田一 宏美

【開催地区別行政区名・公区長名】

11/24(水) 10:00～ 福寿	忠類 14行政区	忠類栄町 山崎 和夫	忠類幸町 齊藤 昇	忠類本町 中川 正則	忠類錦町 佐藤 博志	忠類白銀町 姉崎 二三男	忠類西当 豊田 則夫	忠類上忠類 岩谷 史人
		忠類上当 大和田 貢	忠類東宝 井田 留吉	忠類元忠類 東口 政秋	忠類幌内 西久保 光浩	忠類新生 野村 進	忠類豊成 星野 輝晃	忠類晩成 和田 深雪

11/24(水) 13:30～ コミプラ	札内東 22行政区	北町1 森田 茂生	北町2 下山 一志	北町3 高木 愛徳	桜町北 中村 政司	桜町中央 若山 茂樹	桜町南 及川 清貴	西町2 渡辺 政博
		新北町東 高橋 一造	新北町西 西尾 治	共栄町2 古田 和昭	中央町1 松村 博義	中央町2 神山 央	中央町3 和田 陽介	豊町 渡邊 寛文
		春日町 佐川 寿勝	東春日町 久世 政雄	青葉町1 新保 實夫	青葉町2 原田 啓二	札内区 白木 教嗣	暁町東 谷口 和弥	暁町西 酒井 康之
		暁町北 館田 直子						

11/24(水) 15:30～ コミプラ	札内西 19行政区	泉町 岡崎 節子	泉東 乾 政富	あかしや 大野 義夫	あかしや南1 村上 道隆	あかしや南2 板垣 健三郎	あかしや中央 森脇 俊隆	文京町 中橋 伸勝
		みずほ町 大西 隆之	若草町1 北島 康治	若草町2 中村 史郎	若草町3 岡田 智之	桂町1 佐藤 征夫	桂町2 道西 義彦	桂町3 一色 睦子
		北栄町1 山谷 孝之	北栄町2 青山 繁則	西町1 笹島 瞭隆	共栄町1 安田 宝生	共栄町3 楠 快幸		

11/26(金) 14:30～ 役場3F	幕別農村 23行政区	相川 松田 敏春	相川南 古川 耕一	相川西 脇坂 義男	相川北 小山 秀樹	大豊 稲葉 佳且	豊岡2 影山 憲一	明野南 池田 哲也
		明野北 加藤 義隆	新川 氏家 博行	軍岡 折笠 健	南勢 高木 弘己	猿別 笹島 喜郎	西猿別 助川 順一	新和 舩屋 正美
		糠内市街 高嶋 甲爾	五位 今江 孝裕	糠内第一 村田 辰徳	西糠内 尾上 隆彦	中糠内 山田 敏明	美川 大須賀 澄俊	明倫 中村 徳之
		中里 深松 俊英	駒島 村上 耕作					

11/26(金) 16:30～ 役場3F	幕別市街 20行政区	本町1 廣瀬 堅持	本町2 川岸 幸男	本町3 荒川 正見	幸町 鉾建 賢治	旭町1 松井 健治	旭町2 景山 信夫	旭町4 阿部 麗子
		錦町1 松本 敏	錦町2 千葉 幹雄	寿町1 森脇 登	寿町2 折笠 良一	寿町3 齊藤 博	宝町 高島 政由	南町1 平譚 博美
		南町2 谷友 道廣	緑町1 折笠 政弘	緑町2 浅井 祐一	緑町3 稲上 豊彦	緑町4 柿崎 俊男	新町 松本 茂敏	

11/29(月) 10:00～ コミプラ	札内農村 15行政区	千住1 齊藤 修治	千住2 渡邊 孝義	千住東 高橋 健雄	稲志別 松田 勝	新生 関口 保夫	中稲志別 五嶋 勝康	依田 山口 文宏
		西和 山口 和夫	昭和 生出 幸雄	途別 中村 由治	日新1 森 賢二	日新2 松田 郁夫	豊岡1 二瓶 一博	上稲志別 白木 祐一
		古舞 速水 徹						

113公区

使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)新旧対照表

【旧】	【新】	備考																																				
使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案) I 使用料について 1 見直しの適用範囲 【基本方針(案)3頁】 <table><tr><th>区 分</th><th>施 設</th></tr><tr><td>基本方針適用施設</td><td>コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、札内スポーツセンター、忠類体育館、白銀台スキー場宿泊ロッジ、農業担い手支援センター(宿泊室を除く)、ふるさと味覚工房、ふれあいセンター福寿(生活支援ハウスを除く)</td></tr><tr><td>基本方針適用施設(※)</td><td>まなびや、幕別運動公園体育施設(野球場、陸上競技場を除く)、札内スポーツセンターテニスコート、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、<u>パークゴルフ場(大会等使用に限る)</u>、ナウマン公園キャンプ場、<u>小中学校(学校開放)</u>、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター</td></tr><tr><td>基本方針適用除外施設</td><td></td></tr><tr><td>法令等により一定の基準が示されている施設</td><td>公営住宅(特定公共賃貸住宅、町営住宅を含む)</td></tr><tr><td>役務やサービスの提供が伴う施設</td><td>町営牧場、幼稚園(延長保育)、へき地保育所、学童保育所</td></tr><tr><td>独立採算を前提とする施設</td><td>スキー場、上下水道</td></tr><tr><td>その他統一的な算定方法によらない施設</td><td>考古館、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、公営住宅駐車場、墓地、葬斎場、道路、公園、幕別町行政財産使用料条例(昭和57年条例第8号)に基づく目的外使用</td></tr><tr><td>見直し対象外施設</td><td>交通公園鉄道資料館、駅前駐輪場、スケートリンク、<u>パークゴルフ場(個人利用に限る)</u>、屋外ゲートボール場</td></tr></table>	区 分	施 設	基本方針適用施設	コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、札内スポーツセンター、忠類体育館、白銀台スキー場宿泊ロッジ、農業担い手支援センター(宿泊室を除く)、ふるさと味覚工房、ふれあいセンター福寿(生活支援ハウスを除く)	基本方針適用施設(※)	まなびや、幕別運動公園体育施設(野球場、陸上競技場を除く)、札内スポーツセンターテニスコート、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、 <u>パークゴルフ場(大会等使用に限る)</u> 、ナウマン公園キャンプ場、 <u>小中学校(学校開放)</u> 、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター	基本方針適用除外施設		法令等により一定の基準が示されている施設	公営住宅(特定公共賃貸住宅、町営住宅を含む)	役務やサービスの提供が伴う施設	町営牧場、幼稚園(延長保育)、へき地保育所、学童保育所	独立採算を前提とする施設	スキー場、上下水道	その他統一的な算定方法によらない施設	考古館、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、公営住宅駐車場、墓地、葬斎場、道路、公園、幕別町行政財産使用料条例(昭和57年条例第8号)に基づく目的外使用	見直し対象外施設	交通公園鉄道資料館、駅前駐輪場、スケートリンク、 <u>パークゴルフ場(個人利用に限る)</u> 、屋外ゲートボール場	使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案) I 使用料について 1 見直しの適用範囲 【基本方針(案)3頁】 <table><tr><th>区 分</th><th>施 設</th></tr><tr><td>基本方針適用施設</td><td>コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、札内スポーツセンター、忠類体育館、白銀台スキー場宿泊ロッジ、農業担い手支援センター(宿泊室を除く)、ふるさと味覚工房、ふれあいセンター福寿(生活支援ハウスを除く)</td></tr><tr><td>基本方針適用施設(※)</td><td>まなびや、幕別運動公園体育施設(野球場、陸上競技場を除く)、札内スポーツセンターテニスコート、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、ナウマン公園キャンプ場、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター</td></tr><tr><td>基本方針適用除外施設</td><td></td></tr><tr><td>法令等により一定の基準が示されている施設</td><td>公営住宅(特定公共賃貸住宅、町営住宅を含む)</td></tr><tr><td>役務やサービスの提供が伴う施設</td><td>町営牧場、幼稚園(延長保育)、へき地保育所、学童保育所</td></tr><tr><td>独立採算を前提とする施設</td><td>スキー場、上下水道</td></tr><tr><td>その他統一的な算定方法によらない施設</td><td>考古館、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、<u>小中学校(学校開放)</u>、公営住宅駐車場、墓地、葬斎場、道路、公園、幕別町行政財産使用料条例(昭和57年条例第8号)に基づく目的外使用</td></tr><tr><td>見直し対象外施設</td><td>交通公園鉄道資料館、駅前駐輪場、スケートリンク、<u>パークゴルフ場</u>、屋外ゲートボール場</td></tr></table>	区 分	施 設	基本方針適用施設	コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、札内スポーツセンター、忠類体育館、白銀台スキー場宿泊ロッジ、農業担い手支援センター(宿泊室を除く)、ふるさと味覚工房、ふれあいセンター福寿(生活支援ハウスを除く)	基本方針適用施設(※)	まなびや、幕別運動公園体育施設(野球場、陸上競技場を除く)、札内スポーツセンターテニスコート、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、ナウマン公園キャンプ場、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター	基本方針適用除外施設		法令等により一定の基準が示されている施設	公営住宅(特定公共賃貸住宅、町営住宅を含む)	役務やサービスの提供が伴う施設	町営牧場、幼稚園(延長保育)、へき地保育所、学童保育所	独立採算を前提とする施設	スキー場、上下水道	その他統一的な算定方法によらない施設	考古館、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、 <u>小中学校(学校開放)</u> 、公営住宅駐車場、墓地、葬斎場、道路、公園、幕別町行政財産使用料条例(昭和57年条例第8号)に基づく目的外使用	見直し対象外施設	交通公園鉄道資料館、駅前駐輪場、スケートリンク、 <u>パークゴルフ場</u> 、屋外ゲートボール場	
区 分	施 設																																					
基本方針適用施設	コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、札内スポーツセンター、忠類体育館、白銀台スキー場宿泊ロッジ、農業担い手支援センター(宿泊室を除く)、ふるさと味覚工房、ふれあいセンター福寿(生活支援ハウスを除く)																																					
基本方針適用施設(※)	まなびや、幕別運動公園体育施設(野球場、陸上競技場を除く)、札内スポーツセンターテニスコート、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、 <u>パークゴルフ場(大会等使用に限る)</u> 、ナウマン公園キャンプ場、 <u>小中学校(学校開放)</u> 、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター																																					
基本方針適用除外施設																																						
法令等により一定の基準が示されている施設	公営住宅(特定公共賃貸住宅、町営住宅を含む)																																					
役務やサービスの提供が伴う施設	町営牧場、幼稚園(延長保育)、へき地保育所、学童保育所																																					
独立採算を前提とする施設	スキー場、上下水道																																					
その他統一的な算定方法によらない施設	考古館、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、公営住宅駐車場、墓地、葬斎場、道路、公園、幕別町行政財産使用料条例(昭和57年条例第8号)に基づく目的外使用																																					
見直し対象外施設	交通公園鉄道資料館、駅前駐輪場、スケートリンク、 <u>パークゴルフ場(個人利用に限る)</u> 、屋外ゲートボール場																																					
区 分	施 設																																					
基本方針適用施設	コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、近隣センター、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、札内スポーツセンター、忠類体育館、白銀台スキー場宿泊ロッジ、農業担い手支援センター(宿泊室を除く)、ふるさと味覚工房、ふれあいセンター福寿(生活支援ハウスを除く)																																					
基本方針適用施設(※)	まなびや、幕別運動公園体育施設(野球場、陸上競技場を除く)、札内スポーツセンターテニスコート、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、町民プール、ナウマン公園キャンプ場、老人健康増進センター、老人福祉センター、趣味の作業所、保健福祉センター																																					
基本方針適用除外施設																																						
法令等により一定の基準が示されている施設	公営住宅(特定公共賃貸住宅、町営住宅を含む)																																					
役務やサービスの提供が伴う施設	町営牧場、幼稚園(延長保育)、へき地保育所、学童保育所																																					
独立採算を前提とする施設	スキー場、上下水道																																					
その他統一的な算定方法によらない施設	考古館、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅・忠類、 <u>小中学校(学校開放)</u> 、公営住宅駐車場、墓地、葬斎場、道路、公園、幕別町行政財産使用料条例(昭和57年条例第8号)に基づく目的外使用																																					
見直し対象外施設	交通公園鉄道資料館、駅前駐輪場、スケートリンク、 <u>パークゴルフ場</u> 、屋外ゲートボール場																																					

【旧】	【新】	備考																																																															
2 見直しの基本方針 【基本方針(案)9頁】 (4) 減額・免除基準の整理・統一化 ① 団体等の利用にかかる基準 公共・公益上の使用に限り、次の表のとおり、減額・免除することを統一基準とします。 <table><tr><th></th><th>対 象</th><th>減額・免除内容</th></tr><tr><td>1</td><td>町が自ら使用する場合</td><td>免除</td></tr><tr><td>2</td><td>町内の保育所・幼稚園・小中学校において、町が認める行事のために使用する場合</td><td>免除</td></tr><tr><td>3</td><td>町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合</td><td>免除</td></tr><tr><td>4</td><td>町が共催する行事のために使用する場合</td><td>免除</td></tr></table> ※ 町が共催する行事のために使用する場合、施設によっては備付物件を使用する際、配置及び調整を外部発注するケースもあることから、貸室等の使用料は免除としますが、備付物件の使用料については5割減額とします。 ② 個人利用にかかる基準 個人利用施設では、障がい者の自立促進や青少年の健全育成を支援・推進する観点から、減額・免除措置について、次の表のとおり取り扱います。 <table><tr><th></th><th>対 象</th><th>減額・免除内容</th></tr><tr><td>1</td><td>中学生以下の者が利用する場合</td><td>無料</td></tr><tr><td>2</td><td>高校生が利用する場合</td><td>一般料金の3割減額</td></tr><tr><td>3</td><td>障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）</td><td>無料</td></tr></table> 【基本方針(案)10頁】 (5) 適用範囲の特例 行政区のコミュニティ活動については、行政区ごとに別に定める公共施設（別紙2参照）を使用する場合に限り、本基本方針の適用範囲の特例として使用料を免除します。		対 象	減額・免除内容	1	町が自ら使用する場合	免除	2	町内の保育所・幼稚園・小中学校において、町が認める行事のために使用する場合	免除	3	町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合	免除	4	町が共催する行事のために使用する場合	免除		対 象	減額・免除内容	1	中学生以下の者が利用する場合	無料	2	高校生が利用する場合	一般料金の3割減額	3	障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）	無料	2 見直しの基本方針 【基本方針(案)9頁】 (4) 減額・免除基準の整理・統一化 ① 団体等の利用にかかる基準 公共・公益上の使用に限り、次の表のとおり、減額・免除することを統一基準とします。 <table><tr><th></th><th>対 象</th><th>減額・免除内容</th></tr><tr><td>1</td><td>町が自ら使用する場合</td><td>免除</td></tr><tr><td>2</td><td>町内の保育所・幼稚園・小中学校及び高等学校（特別支援学校を含む）※1において、町が認める行事のために使用する場合</td><td>免除</td></tr><tr><td>3</td><td>町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合</td><td>免除</td></tr><tr><td>4</td><td>町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体において、本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合（親睦団体を除く）※2</td><td>免除</td></tr><tr><td>5</td><td>法令等に基づき委嘱または任命された者・団体が、公益的な目的のために使用する場合※3</td><td>免除</td></tr><tr><td>6</td><td>町が共催する行事のために使用する場合</td><td>免除</td></tr><tr><td>7</td><td>社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が、ボランティア活動のために使用する場合※4</td><td>免除</td></tr></table> ※ 町が共催する行事のために使用する場合、貸室等の使用料は免除としますが、備付備品等を使用する際の使用料は5割減額とします。※5 ② 個人利用にかかる基準 個人利用施設では、障がい者の自立促進や青少年の健全育成を支援・推進する観点から、減額・免除措置について、次の表のとおり取り扱います。 <table><tr><th></th><th>対 象</th><th>減額・免除内容</th></tr><tr><td>1</td><td>中学生以下の者が利用する場合</td><td>無料</td></tr><tr><td>2</td><td>高校生が利用する場合</td><td>無料※6</td></tr><tr><td>3</td><td>障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）</td><td>無料</td></tr></table> 【基本方針(案)10頁】 (5) 適用範囲の特例 行政区の地域コミュニティ活動（公区長連絡協議会や子ども会育成連絡協議会等、複数の行政区による地域コミュニティ活動を含む）で、行政区ごとに別に定める公共施設（別紙2参照）を使用する場合に限り、本基本方針の適用範囲の特例として使用料を免除します。 また、単位老人クラブによる地域コミュニティ活動についても同様の取扱いとします。 ※ 複数の行政区による地域コミュニティ活動、または複数の行政区の住民が会員となっている単位老人クラブによる地域コミュニティ活動については、別紙2にある当該複数の行政区に対応する公共施設のいずれかを使用する場合に限り使用料を免除します。※7		対 象	減額・免除内容	1	町が自ら使用する場合	免除	2	町内の保育所・幼稚園・小中学校及び高等学校（特別支援学校を含む）※1において、町が認める行事のために使用する場合	免除	3	町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合	免除	4	町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体において、本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合（親睦団体を除く）※2	免除	5	法令等に基づき委嘱または任命された者・団体が、公益的な目的のために使用する場合※3	免除	6	町が共催する行事のために使用する場合	免除	7	社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が、ボランティア活動のために使用する場合※4	免除		対 象	減額・免除内容	1	中学生以下の者が利用する場合	無料	2	高校生が利用する場合	無料※6	3	障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）	無料	※1【高等学校（特別支援学校を含む）の免除】 幕別町子どもの権利に関する条例において「町は、子ども（18歳未満の者）に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません」と規定していることから、同条例の制定趣旨に鑑み、町内の特別支援学校を含む高等学校の使用料を免除とするもの。 ※2【町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体の免除】 町が構成員となっている団体は、町が自ら使用する場合と同様であることから使用料を免除とするもの。 なお、町が構成員となっている団体とは、団体の規約・会則等において、設立団体、構成団体または構成員等に幕別町と記載されている団体をいう。 町が事務局を担っている団体は、町職員が公務で会議等に出席し、公共的及び公益的な活動を行っていることから使用料を免除とするもの。 なお、町が事務局を担っている団体とは、団体の規約・会則等において、事務局または事務所が役場や担当課等と記載されている団体をいう。 ※3【法令等に基づき委嘱または任命された者・団体の免除】 行政相談委員や民生委員などは、行政相談委員法や民生委員法に基づき国から委嘱され、公共的及び公益的な活動を行っていることから使用料を免除とするもの。 ※4【ボランティア活動に対する免除】 社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が行うボランティア活動は、公益や地域貢献を目的とした奉仕活動であることから使用料を免除とするもの。 ※5 文言整理 ※6【高校生が利用する場合、無料】 幕別町子どもの権利に関する条例において「町は、子ども（18歳未満の者）に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません」と規定していることから、同条例の制定趣旨に鑑み、高校生の個人利用にかかる使用料については、「一般料金の3割減額」から「無料」へ変更とするもの。 ※7【適用範囲の特例の拡充】 公区長連絡協議会や子ども会育成連絡協議会、単位老人クラブは、活動の主旨に鑑み、行政区の地域コミュニティ活動の醸成を図るための活動として、使用料を免除とするもの。
	対 象	減額・免除内容																																																															
1	町が自ら使用する場合	免除																																																															
2	町内の保育所・幼稚園・小中学校において、町が認める行事のために使用する場合	免除																																																															
3	町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合	免除																																																															
4	町が共催する行事のために使用する場合	免除																																																															
	対 象	減額・免除内容																																																															
1	中学生以下の者が利用する場合	無料																																																															
2	高校生が利用する場合	一般料金の3割減額																																																															
3	障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）	無料																																																															
	対 象	減額・免除内容																																																															
1	町が自ら使用する場合	免除																																																															
2	町内の保育所・幼稚園・小中学校及び高等学校（特別支援学校を含む）※1において、町が認める行事のために使用する場合	免除																																																															
3	町スポーツ少年団登録団体並びに町内の中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合	免除																																																															
4	町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体において、本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合（親睦団体を除く）※2	免除																																																															
5	法令等に基づき委嘱または任命された者・団体が、公益的な目的のために使用する場合※3	免除																																																															
6	町が共催する行事のために使用する場合	免除																																																															
7	社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が、ボランティア活動のために使用する場合※4	免除																																																															
	対 象	減額・免除内容																																																															
1	中学生以下の者が利用する場合	無料																																																															
2	高校生が利用する場合	無料※6																																																															
3	障がいのある者が利用する場合（及び介助者1名まで）	無料																																																															

【旧】	【新】	備考																									
(6) その他の基準 【基本方針(案)11 頁】 ② 使用料の<u>前納と還付</u> 使用料は、使用承認後、<u>速やかに</u>利用者が納付（<u>前納</u>）することを基本とします。 また、納付された使用料は、施設の適正利用を図る観点から、原則返還しないものとなりますが、次の表の場合に限り、使用料の一部または全部を還付することができるものとします。 <table><tr><th></th><th>対 象</th></tr><tr><td>1</td><td>使用者の責によらない事由により使用することができない場合</td></tr><tr><td>2</td><td>使用の中止又は変更の申出に基づき、町長等が相当の理由があると認めた場合</td></tr><tr><td>3</td><td>その他町長等が特別な理由があると認めた場合</td></tr></table> 【基本方針(案)16 頁】 Ⅲ 見直しの対象、新料金の適用時期、定期的な見直し及び町としての努力 2 新料金の適用時期 本基本方針に基づく新たな使用料・手数料の適用時期は、<u>令和４年４月</u>を予定しています。 したがって、原価計算等を行った上で、使用料・手数料の額を定めた後、<u>令和３年９月末まで</u>に条例改正を行うものとします。		対 象	1	使用者の責によらない事由により使用することができない場合	2	使用の中止又は変更の申出に基づき、町長等が相当の理由があると認めた場合	3	その他町長等が特別な理由があると認めた場合	(6) その他の基準 【基本方針(案)11 頁】 ② 使用料の<u>納付とキャンセル時の取扱い</u> <u>使用料の納付時期や、キャンセル時における使用料については、次のとおり取扱います。</u> <u>ア 使用料の納付時期</u> 使用料は、使用承認後、<u>使用日当日までに</u>利用者が納付することを基本とします。 また、納付された使用料は、施設の適正利用を図る観点から、原則返還しないものとなりますが、次の表の場合に限り、使用料の一部または全部を還付することができるものとします。 <table><tr><th></th><th>対 象</th></tr><tr><td>1</td><td>使用者の責によらない事由により使用することができない場合</td></tr><tr><td>2</td><td>使用の中止又は変更の申出に基づき、町長等が相当の理由があると認めた場合</td></tr><tr><td>3</td><td>その他町長等が特別な理由があると認めた場合</td></tr></table> <u>イ キャンセル時の使用料の取扱い</u> <u>利用者が、自己の都合により予約していた施設等の使用を取消す場合（以下、「キャンセル」という。）、使用料は発生しませんが、使用日の２週間前から使用日前日までにキャンセルする場合は、次の表のとおり、別にキャンセル料を徴収します。</u> <u>ただし、使用日当日、施設等を使用しなかった場合は、使用料全額を徴収します。</u> <table><tr><th></th><th>対 象</th><th>キャンセル料の額</th></tr><tr><td><u>1</u></td><td><u>使用日の２週間前から１週間前までにキャンセルを申し出た場合</u></td><td><u>使用料の５割</u></td></tr><tr><td><u>2</u></td><td><u>使用日の１週間前から前日までにキャンセルを申し出た場合</u></td><td><u>使用料の８割</u></td></tr></table> <u>※ 予約を後日に変更する場合、変更前の予約を取消す必要があることから、上記表と同様に、キャンセル料を徴収します。</u> 【基本方針(案)16 頁】 Ⅲ 見直しの対象、新料金の適用時期、定期的な見直し及び町としての努力 2 新料金の適用時期 本基本方針に基づく新たな使用料・手数料の適用時期は、<u>令和４年１０月</u>を予定しています。 したがって、原価計算等を行った上で、使用料・手数料の額を定めた後、<u>令和４年３月末まで</u>に条例改正を行うものとします。		対 象	1	使用者の責によらない事由により使用することができない場合	2	使用の中止又は変更の申出に基づき、町長等が相当の理由があると認めた場合	3	その他町長等が特別な理由があると認めた場合		対 象	キャンセル料の額	<u>1</u>	<u>使用日の２週間前から１週間前までにキャンセルを申し出た場合</u>	<u>使用料の５割</u>	<u>2</u>	<u>使用日の１週間前から前日までにキャンセルを申し出た場合</u>	<u>使用料の８割</u>	
	対 象																										
1	使用者の責によらない事由により使用することができない場合																										
2	使用の中止又は変更の申出に基づき、町長等が相当の理由があると認めた場合																										
3	その他町長等が特別な理由があると認めた場合																										
	対 象																										
1	使用者の責によらない事由により使用することができない場合																										
2	使用の中止又は変更の申出に基づき、町長等が相当の理由があると認めた場合																										
3	その他町長等が特別な理由があると認めた場合																										
	対 象	キャンセル料の額																									
<u>1</u>	<u>使用日の２週間前から１週間前までにキャンセルを申し出た場合</u>	<u>使用料の５割</u>																									
<u>2</u>	<u>使用日の１週間前から前日までにキャンセルを申し出た場合</u>	<u>使用料の８割</u>																									

【旧】	【新】	備考				
【基本方針(案)17 頁】 Ⅳ 町民負担の急激な上昇などを防ぐための方策（激変緩和措置） 使用料・手数料の見直しに伴う町民負担の急激な増減を抑制するため、現行料金より著しく高額になるときは、原則、現行料金の 1.5 倍を限度（現行料金が 100 円の場合のみ 2 倍を限度）とし、また、現行料金が無料、若しくは料金が未設定となっているときは、原則、理論上の適正料金の 50％を限度として、定期的な検証結果を踏まえ、段階的に見直すこととします。 ただし、見直し後の料金が、民間や周辺自治体の同種、類似の使用料・手数料に比べて著しく高額となり利用率の低下が見込まれる場合、または、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫することが見込まれる場合などは、実情に応じて料金の見直しを調整することとします。	【基本方針(案)17 頁】 Ⅳ 町民負担の急激な上昇などを防ぐための方策（激変緩和措置） 使用料・手数料の見直しに伴う町民負担の急激な増減を抑制するため、現行料金より著しく高額になるときは、原則、現行料金の 1.5 倍を限度（現行料金が 100 円の場合のみ 2 倍を限度）とし、また、現行料金が無料、若しくは料金が未設定となっているときは、原則、理論上の適正料金の 50％を限度として、定期的な検証結果を踏まえ、段階的に見直すこととします。 ただし、見直し後の料金が、民間や周辺自治体の同種、類似の使用料・手数料に比べて著しく高額となり利用率の低下が見込まれる場合、または、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫することが見込まれる場合などは、実情に応じて料金の見直しを調整することとします。 <u>なお、現在も減免の適用がなく使用料を徴収している、葬儀、営利目的等での使用及び町民以外または町外団体による使用を除き、町民または町内団体の使用については、見直し後の 2 年 6 か月の間は下表のとおり激変緩和措置を設けることとする。※ 8</u> <table><tr><th>期間</th><th>減額・免除内容</th></tr><tr><td>令和 4 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日</td><td>5 割減額</td></tr></table>	期間	減額・免除内容	令和 4 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	5 割減額	※ 8 【町民または町内団体への激変緩和措置】 現在、町民及び文化協会や体育連盟の加盟団体を含め、町内で活動している多くの団体は使用料が免除されている状況にある。 しかしながら、今後は受益者負担の原則等に基づき、使用料を徴収することになるが、町民負担の急激な上昇を防ぐために、現在も減免の適用がなく使用料を徴収している、葬儀、営利目的等での使用及び町民以外または町外団体による使用を除き、町民または町内団体の使用については、見直し後の 2 年 6 か月間に限り、激変緩和措置により使用料を軽減するもの。
期間	減額・免除内容					
令和 4 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	5 割減額					

行政区別コミュニティ活動使用施設一覧表

R3.10.26
第3回使用料等審議

下表にある行政区ごとの使用施設については、別に例規において定めるものとする。

番号	行政区名	施設名
1	本町1	本町近隣センター
2	本町2	本町近隣センター
3	本町3	本町近隣センター
4	幸町	本町近隣センター
5	旭町1	幕別北コミュニティセンター
6	旭町2	幕別北コミュニティセンター
7	旭町4	幕別北コミュニティセンター
8	錦町1	町民会館
9	錦町2	町民会館
10	寿町1	寿町近隣センター
11	寿町2	寿町近隣センター
12	寿町3	寿町近隣センター
13	宝町	鉄南近隣センター
14	南町1	鉄南近隣センター
15	南町2	鉄南近隣センター
16	緑町1	緑町近隣センター
17	緑町2	緑町近隣センター
18	緑町3	緑町近隣センター
19	緑町4	緑町近隣センター
20	新町	緑町近隣センター
21	相川	相川近隣センター
22	相川南	相川南近隣センター
23	相川西	相川西近隣センター
24	相川北	相川北近隣センター
25	大豊	大豊近隣センター
26	豊岡1	豊岡近隣センター
27	豊岡2	豊岡近隣センター
28	明野南	明野近隣センター
29	明野北	明野近隣センター
30	新川	新川近隣センター
31	軍岡	軍岡近隣センター
32	南勢	南勢近隣センター
33	猿別	猿別近隣センター
34	西猿別	西猿別近隣センター
35	新和	新和近隣センター
36	中央町1	札内中央近隣センター
37	中央町2	札内中央近隣センター
38	中央町3	札内中央近隣センター
39	豊町	札内中央近隣センター
40	春日町	春日近隣センター
41	東春日町	春日近隣センター
42	泉町	泉町近隣センター
43	泉東	泉町近隣センター
44	あかしや	あかしや近隣センター
45	あかしや南1	あかしや南1近隣センター
46	あかしや南2	あかしや南近隣センター
47	あかしや中央	あかしや近隣センター
48	文京町	文京・みずほ近隣センター
49	みずほ町	文京・みずほ近隣センター
50	若草町1	若草町近隣センター
51	若草町2	若草町近隣センター
52	若草町3	若草町近隣センター
53	桂町1	桂町近隣センター
54	桂町2	桂町近隣センター
55	桂町3	桂町近隣センター
56	共栄町1	北栄町近隣センター
57	共栄町2	新北町近隣センター

番号	行政区名	施設名
58	共栄町3	北栄町近隣センター
59	新北町東	新北町近隣センター
60	新北町西	新北町近隣センター
61	北町1	新北町近隣センター
62	北町2	新北町近隣センター
63	北町3	新北町近隣センター
64	桜町北	桜町近隣センター
65	桜町中央	桜町近隣センター
66	桜町南	桜町近隣センター
67	青葉町1	青葉町近隣センター
68	青葉町2	青葉町近隣センター
69	西町1	北栄町近隣センター
70	西町2	桜町近隣センター
71	北栄町1	北栄町近隣センター
72	北栄町2	北栄町近隣センター
73	札内区	暁町近隣センター
74	暁町東	暁町近隣センター
75	暁町西	暁町近隣センター
76	暁町北	暁町近隣センター
77	千住1	千住西近隣センター
78	千住2	千住西近隣センター
79	千住東	千住東近隣センター
80	稲志別	稲志別近隣センター
81	中稲志別	稲志別近隣センター
82	新生	稲志別近隣センター
83	依田	依田近隣センター
84	西和	依田近隣センター
85	昭和	日新近隣センター
86	上稲志別	日新近隣センター
87	日新1	日新近隣センター
88	日新2	日新近隣センター
89	途別	途別近隣センター
90	古舞	古舞近隣センター
91	糠内市街	糠内コミュニティセンター
92	五位	糠内コミュニティセンター
93	糠内第一	糠内コミュニティセンター
94	西糠内	糠内コミュニティセンター
95	中糠内	糠内コミュニティセンター
96	美川	美川近隣センター
97	明倫	明倫近隣センター
98	中里	中里近隣センター
99	駒皇	駒皇公民館
100	忠類栄町	忠類ふれあいセンター福寿
101	忠類幸町	忠類コミュニティセンター
102	忠類本町	忠類コミュニティセンター
103	忠類錦町	忠類コミュニティセンター
104	忠類白銀町	忠類ふれあいセンター福寿
105	忠類西当	西当近隣センター
106	忠類上忠類	上忠類近隣センター
107	忠類上当	上当近隣センター
108	忠類東宝	忠類コミュニティセンター
109	忠類元忠類	元忠類近隣センター
110	忠類幌内	幌内近隣センター
111	忠類新生	忠類コミュニティセンター
112	忠類豊成	中当近隣センター
113	忠類晩成	忠類コミュニティセンター

新型コロナワクチンの接種について

1 接種実績

(11月16日現在)

年齢区分	接種対象者数	1回目終了	2回目終了
65歳以上	9,095人	8,504人	8,436人
接種率		93.5%	92.8%
64歳以下	14,849人	12,449人	12,150人
接種率		83.8%	81.8%
合 計	23,944人	20,953人	20,586人
接種率		87.5%	86.0%

2 12月以降の1・2回目の接種と予約について

個別接種

医療機関	日にち		曜日	時 間
	1回目	2回目		
緑町クリニック (緑町21-55)	12/17 12/24	1/7 1/14	金	15:00・15:30・16:00
	12/18 12/25	1/8 1/15	土	10:00・10:30
十勝の杜病院 (字千住193-4)	12/16 12/23	1/6 1/13	木	13:30・16:30・15:30
	12/17 12/24	1/7 1/14	金	13:30・16:30・15:30
	12/18 12/25	1/8 1/15	土	9:00・10:00・11:00
忠類診療所	12/22	1/12	水	16:00

※ 1回目の予約をすると2回目は自動的に予約されます。

予 約 : 幕別町新型コロナワクチン相談コーナー

電話番号 : 0155-54-6615

※ 医療機関で受付は行っておりません。

3 追加接種(3回目接種)について

対 象 者 : 2回目の接種完了後、8か月経過後以降の方
18歳以上

接種回数 : 1回の追加接種

接 種 券 : 接種記録を確認し、追加接種時期に合わせて、「接種券付き予診票」を
順次、送付します。

ワクチン : ファイザー社ワクチン

開始時期 : 令和3年12月1日

接種会場 : 集団接種と個別接種を実施します。

予 約 : 接種券送付時に接種日と会場の案内を同封いたします。
都合の悪い方は、調整をします。

令和4年4月から大型ごみの出し方と金額が変わります。

現在、大型ごみの処理金額は、ごみの重さによって金額が決まっていますが、家庭で重量を計測することが難しいという意見が多いため、令和4年4月から大型ごみの金額を、1点あたり 200 円に統一します。

令和4年3月まで	
10kgまで	100円
30kgまで	200円
50kgまで	400円
100kgまで	600円
(1品目あたり)	



令和4年4月から	
50kgまで	200円
1点あたり	



プラごみの分別状況が改善されました。

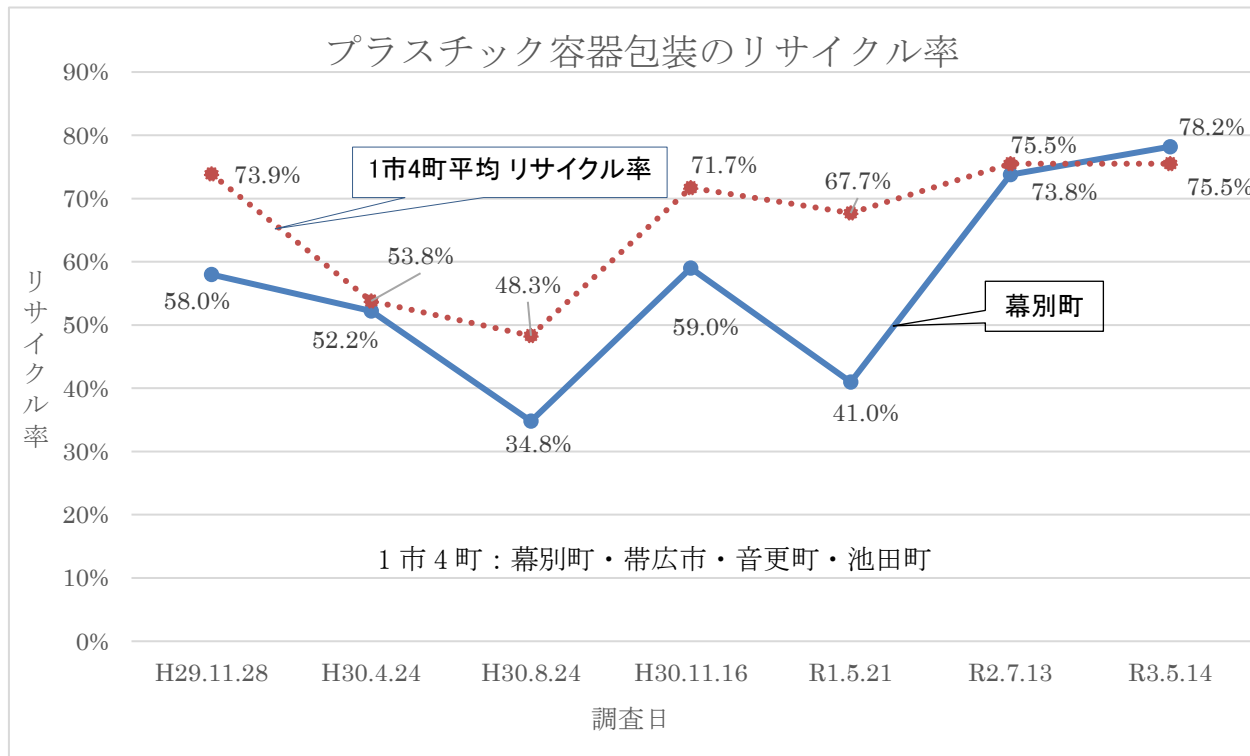
十勝リサイクルプラザでは、プラスチック製容器包装ごみを搬入された自治体ごとに抜き打ちで分別状況の検査をしています。

令和元年までの幕別町のプラスチック製容器包装ごみの分別状況は、1市4町の平均リサイクル率を大きく下回っていましたが、町民の皆さんの分別の徹底などにより令和3年5月の検査では、平均のリサイクル率を2.7ポイント上回る結果となりました。

皆さんの分別意識の高まりが反映された結果と思われますが、危険ごみ等の混入などが依然として見受けられますので引き続き分別の徹底をお願いします。

プラスチック製容器包装調査結果一覧 【幕別町】

調 査 年 月 日	H29.11.28	H30.4.24	H30.8.24	H30.11.16	R1.5.21	R2.7.13	R3.5.14
リ サ イ ク ル 率 (%)	58.0%	52.2%	34.8%	59.0%	41.0%	73.8%	78.2%
残 渣	42.0%	47.8%	65.2%	41.0%	59.0%	26.2%	21.8%
禁 忌 品 (個)	1	9	7	9	12、他医療系多数	1	7
二 重 袋 (個 / kg)	-	-	-	2.3	0.8	0.3	0.3
1市4町 平均リサイクル率 (%)	73.9%	53.8%	48.3%	71.7%	67.7%	75.5%	75.5%



汚れたプラごみの他に混入されていた不純物の状況



1 容器包装以外のプラスチック製品等
プラスチック製のハンガーやおもちゃなどの製品プラスチックは燃やせないごみです。



2 PET区分の容器
プラではなくペットボトルとして出してください。



3 禁忌品（危険品）
作業員がケガをします。絶対に入れないでください。



4 他素材容器包装
紙製容器包装に出してください。



5 その他①（衣類・履物、木屑棟の異物）

それぞれ燃やせるごみ又は燃やせないごみに出してください。



6 その他②（衣類・履物、木屑棟の異物）

それぞれ燃やせるごみ又は燃やせないごみに出してください。

令和４年度の「家庭ごみ」の収集日の見直しについて

【収集日の見直し】

- ①第５水曜日の「燃やせないごみ」の収集を廃止
- ②１月３日の収集「可燃・不燃・資源」全休

平成１８年度から令和元年度まで、幕別町（旧幕別町）の家庭ごみの総量は年間５,２０１トンから４,９０１トンに減少し、年間で３００トン（－６％）のごみの減量となっています。

これは人口減少の影響によるものと、一人ひとりのごみの減量意識の高まりにより、ごみの減量化が図られている結果と考えております。

一方、ごみの排出量は減少傾向になっていますが、ごみの収集車の運行回数は、平成１８年から変わらず地区ごとに、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」それぞれ決まった曜日に定期的に収集しています。

ごみを運んだり、燃やしたりすることは二酸化炭素などの温室効果ガスの排出につながり、地球温暖化のひとつの原因になります。

地球温暖化対策は地球規模の非常に深刻な問題となっており、国や北海道においては２０５０年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す事を表明しており、幕別町においても温室効果ガスの排出抑制対策や再生可能エネルギーの導入に向け検討を始めたところであります。

今回の見直しは、こうしたことを背景に年末年始休暇の見直しと効率的に収集運搬を行うため、「燃やせないごみ」の収集回数の見直しを行うものです。

町民の皆さんで簡単にできるＣＯ２削減の取組として、「燃やせないごみ」の月２回の収集日に計画的にごみの排出をお願いします。



令和4年度「燃やせないごみ」の収集日と年末年始休暇の変更について

第①③⑤水曜日

第②④⑤水曜日

新たに収集が
休みとなる日

	日	月	火	水	木	金	土
4月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
5月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1	2	3	4
6月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	1	2
7月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31	1	2	3	4	5	6
8月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	1	2	3
9月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	1
10月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
11月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	1	2	3
12月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
1月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1	2	3	4
2月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	1	2	3	4
3月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
4月	2	3	4	5	6	7	8

	日	月	火	水	木	金	土
4月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
5月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1	2	3	4
6月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	1	2
7月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31	1	2	3	4	5	6
8月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	1	2	3
9月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	1
10月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
11月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	1	2	3
12月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
1月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1	2	3	4
2月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	1	2	3	4
3月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
4月	2	3	4	5	6	7	8

燃やせない
第5水曜日
6月29日

燃やせない
第5水曜日
8月31日

燃やせない
第5水曜日
11月30日

可燃不燃資源
年始休暇
1月3日

燃やせない
第5水曜日
3月29日